

ふるさと納税を考える

ふるさと納税とは、自分の選んだ自治体に寄附（ふるさと納税）を行った場合に、寄附額のうち2,000円を超える部分について、所得税と住民税から原則として全額が控除される制度です（一定の上限はあります。）。

ふるさと納税には三つの大きな意義があります。

- ① 納税者が寄附先を選択する制度であり、選択するからこそ、その使われ方を考えるきっかけとなる制度であること。それは、税に対する意識が高まり、納税の大切さを自分ごととしてとらえる貴重な機会になります。
- ② 生まれ故郷はもちろん、お世話になった地域に、これから応援したい地域へも力になれる制度であること。それは、人を育て、自然を守る、地方の環境を育む支援になります。
- ③ 第三に、自治体が国民に取組をアピールすることでふるさと納税を呼びかけ、自治体間の競争が進むこと。それは、選んでもらうに相応しい、地域のあり方をあらためて考えるきっかけへとつながります。

しかし、一部の団体において、返礼割合が高い返礼品をはじめとして、ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品が送付されている状況が見受けられ問題となっています。

[参考] 返礼品の送付状況（平成30年11月1日時点（総務省））
 「返礼割合実質3割超」・・・返礼品を送付している団体数 25 団体（全体の1.4%）
 「地場産品以外」・・・・・・返礼品を送付している団体数 73 団体（全体の4.1%）

そこで、平成31年度税制改正において、以下のような改正が行われることとなりました。

個人住民税における都道府県又は市区町村（以下「都道府県等」という。）に対する寄附金に係る寄附金税控除額空除について、次の見直しを行うこととしました。

- ① 総務大臣は、次の基準に適合する都道府県等をふるさと納税（特例控除）の対象として指定することとする。
 - イ. 寄附金の募集を適正に実施する都道府県等
 - ロ. この都道府県等で返礼品を送付する場合には、次のいずれも満たす都道府県等
 - (イ) 返礼品の返礼割合を3割以下とすること
 - (ロ) 返礼品を地場産品とすること
- ② ①の基準は総務大臣が定めることとする。
- ③ 指定は、都道府県等の申出により行うこととする。
- ④ 総務大臣は、指定をした都道府県等が基準に適合しなくなると認める場合等には、指定を取り消すことができることとする。
- ⑤ 総務大臣は指定をし、又は指定を取り消したときは、直ちにその旨を告示しなければならないこととする。
- ⑥ 基準の制定や改廃、指定や指定の取消しについては、地方財政審議会の意見を聴かなければならないこととする。
- ⑦ その他所要の措置を講ずる。

この改正は、平成31年6月1日以後に支出された寄附金について適用することとされています。

● ふるさと納税に係る控除額のイメージ図（出典：総務省 ふるさと納税ホームページ）



指定対象外の都道府県等に対して支出された寄附金については、住民税の控除額のうち特例分は対象外となり、所得税の控除及び住民税の基本控除のみが適用されることになるものと思われます。

ふるさと納税創設の趣旨に立ち返り、返礼品の返戻割合が高いか否かなどの基準で寄附先を選択するのではなく、ふるさと納税の3つの意義を理解して寄附先を選ぶことを心掛けたいものです。
 （文責：山本和義）